（じん肺法施行規則の一部改正）

第11条　じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「くつがえし」を「覆し」に改め、同表第三号中「ふるいわけ」を「ふるい分け」に改め、同号ロ及びハ中「ふるいわける」を「ふるい分ける」に改め、同表第五号の三中「たい積した」を「堆積した」に改め、同表第七号中「研まま材」を「研磨材」に、「研まし」を「研磨し」に改め、同表第八号中「ふるいわける」を「ふるい分ける」に改め、同表第十三号中「けいそう土製品」を「けい藻土製品」に、「研まま材」を「研磨材」に、「かま」を「窯」に改め、同表第十五号中「こわし」を「壊し」に改め、同表第十八号中「たい積した」を「堆積した」に改め、同表第十九号中「かま」を「窯」に改め、同表第二十号中「、アーク溶接し」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十の二　金属をアーク溶接する作業

別表第二十三号中「つき固める」を「突き固める」に改め、同表第二十四号中「ときほぐし」を「解きほぐし」に、「研まし」を「研磨し」に改める。

様式第八号（裏面）別表を次のように改める。

様式第８号（第37条関係）（裏面）

備考

1　□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2　記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。

3　記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。

4　「対象期間」の欄は、報告対象とした年を記入すること。

5　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。

6　「定期健康診断実施機関の名称」及び「定期健康診断実施機関の所在地」の欄は、定期健康診断を実施した機関が２以上あるときは、その各々について記入すること。

7　「在籍労働者数」の欄は、常時使用する労働者数を記入すること。

8　「粉じん作業従事労働者数」の欄の粉じん作業コードは、別表を参照して、該当コードを全て記入すること。なお、該当コードを記入欄に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、２枚目以降の報告書については、該当コードのほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。また、「粉じん作業従事労働者数」の欄の上記作業従事労働者数は、当該作業に常時従事する労働者数を記入すること。

9　（＊１）欄において「ＰＲ３」とは、エックス線写真の像が第３型であるものをいい、「ＰＲ４（Ａ、Ｂ）」とは、エックス線写真の像が第４型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の３分の１以下のものに限る。）をいい、「ＰＲ４(C)」とは、エックス線写真の像が第４型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の３分の１を超えるものに限る。）をいい、「Ｆ（＋＋）」とは、じん肺による著しい肺機能の障害があるものをいい、「その他」とは、昭和53年３月31日前に健康管理区分が管理４であるとの決定を受けた者をいうこと。

10　（＊２）欄の「管理２」、「管理３イ」及び「管理３ロ」の欄は、作業転換時におけるじん肺管理区分により記入すること。

11　（＊３）欄は、本年中に療養を開始し、年内に治ゆした労働者を含めて記入すること。

12　「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別　表

コード	粉じん作業の内容
010	土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（コード012に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ　坑外の、鉱物等を湿式により試錐（すい）する場所における作業 ロ　屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
012	ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和25年法律第291号）第２条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
020	鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（コード030、032、090又は180に掲げる作業を除く。）
030	坑内の、鉱物等を破砕し、粉砕し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業（コード032に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ　湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ　水の中で破砕し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業 ハ　設備による注水をしながらふるい分ける場所における作業
032	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
040	坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引（けん）する機関車を運転する作業を除く。
050	坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充填し、又は岩粉を散布する場所における作業（コード052に掲げる作業を除く。）
052	ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
053	坑内であつて、コード010から032まで、050又は052に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
060	岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（コード130に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ　火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業 ロ　設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業
070	研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（コード060に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。
080	鉱物等、炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。）又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業（コード030、150又は190に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ　水又は油の中で動力により破砕し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業 ロ　設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるい分ける場所における作業 ハ　屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破砕し、又は粉砕する場所における作業